

令和5年度
広島県特定（産業別）最低賃金は、

【時間額 31 円～42 円の引上げ】

— 広島地方最低賃金審議会が答申 —



広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 広島修道大学教授）は、広島労働局長（かまいし ひでお 釜石 英雄）から、「広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、7種類の特定（産業別）最低賃金に関して調査審議を重ねた結果、本日、現行の広島県特定（産業別）最低賃金を別表のとおり改定することが適当である旨を広島労働局長に答申しました。

広島県特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上又は事業の公正競争確保を目的に、特定の産業の関係労使が、広島県最低賃金よりも高い最低賃金を求める旨を広島労働局長に申し出て、これを受けて広島労働局長が、広島地方最低賃金審議会に諮問し、その答申を受けて改正を決定することができるものです。

本日の答申は、今年度に改正決定の審議が行われた7件の広島県特定（産業別）最低賃金が現行の額（時間額）から、それぞれ31円～42円を引き上げる内容となっています。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出（期限は11月16日）に関する手続、審議等を経て、広島県特定（産業別）最低賃金を改正決定することとしています。

また、これにより改定される広島県特定（産業別）最低賃金の発効日は、12月31日を予定しています。